

個別工事下請契約約款

第1条(総則)元請負人(以下「甲」という)と下請負人(以下「乙」という)は、甲と発注者との契約にかかる工事(以下「元請工事」という)を完成するため、元請工事の一部について、注文書(以下単に「注文書」という)注文請書(以下単に「注文請書」という)に定めるもののほか、この個別工事下請負契約約款(以下「約款」という)に基づき、図面、仕様書、その他の図書(これらを「設計図書」という。以下同じ)及び甲の定める見積要綱にしたがい、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

(2) 注文書、注文請書、設計図書及び見積要綱に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

(3) 第1項の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、すみやかに甲に返納する。

第2条(請負代金内訳書及び工程表)乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。

第3条(関連工事との調整)甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事(以下「関連工事」という)との調整を図り、乙はその指示に従う。

(2) 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

第4条(法令等遵守の義務)甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

(2) 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

第5条(秘密の保持)乙は、工事について、発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ)及び乙の下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

第6条(特許権等)乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときには、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指示によって使用するものについてはこの限りでない。

(2) 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

第7条(安全・衛生の確保など)乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

(2) 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

(3) 乙はその被用者又は乙の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。

なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)の取扱いについては、注文書、注文請書において次のいずれかによるかを定めるものとする。

(i) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担金については、乙がこれを負担する。

(ii) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。

第8条(事業内容の報告)甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第9条(意見の聴取)甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ乙の意見を聴取する。

第10条(保証人)保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる金銭債務について当事者と連帯して保証の責を負う。

第11条(書面主義)この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

第12条(権利義務の譲渡)甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条(一括委任又は一括請負の禁止)乙は、一括して工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、民間工事であらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第14条(関係事項の通知)乙は、甲に対して工事に関し、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 三 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 四 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 五 工事現場において使用する一日あたり平均作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 七 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第15条(再下請負人の関係事項の通知)乙が工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- 二 建設業の許可業種及び番号
- 三 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 四 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 五 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工期
- 八 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日あたり平均作業員
- 九 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 十 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第16条(作業所長)甲は、自己に代って工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおくときは、その氏名を乙に通知する。

(2) 乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長はすみやかにこれに応ずる。

(3) 作業所長は、この約款に基づく検査、立会などのため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

第17条(現場代理人及び主任技術者)現場代理人は、乙に代って工事現場いっさいの事項を処理し、その責を追う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

(2) 主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。

(3) 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

第18条(工事関係者に関する措置請求)甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 乙は、作業所長、現場監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(3) 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第19条(工事材料及び工用機器)乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事機器について適当でないことを認めたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

(2) 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。

(3) 第1項による不合格工事材料又は適当でないことを認めた工用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。

(4) 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。

第20条(立会)乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることでできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求めるとする。

第21条(支給材料及び貸与品)甲の支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

(2) 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。

(3) 乙は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責任を負う。

(4) 乙は、支給材料(有償支給材料を除く)が不用となったとき又は貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

第22条(設計図書不適合の場合の改造義務)乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときに、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

第23条(条件変更等)乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知、その確認を求めるとする。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
- 二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む)
- 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

(2) 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

(3) 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

第24条(工事の変更、中止等)甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

第25条(乙の請求による工期の延長)乙は、天候の不良などその責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(2) 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第26条(甲の請求による工期の変更等)甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は甲乙協議して定める。

(2) この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことがで

- きる。
- (3) 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。
- 第27条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。
- (2) 甲と発注者との間の請負契約において、当該工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。
- 第28条(臨機の措置) 乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。
- (2) 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。
- 第29条(一般的損害) 第32条(完成検査)による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損額その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
- 第30条(第三者に及ぼした損害) 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。
- (2) 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。
- 第31条(天災その他不可抗力による損害) 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲がこれを負担するものとし、その負担額については取片づけに要する費用とともに、甲乙協議して定める。
- 第32条(完成検査) 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。
- (2) 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。
- 第33条(完成前使用) 甲は、工事の完成前においても乙の工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めすることができる。
- (2) 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。
- 第34条(請負代金の支払方法及び時期) 請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。
- (2) 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めすることができる。
- (3) 前項の場合において、甲又は乙は、相手方のこうむった損害の負担について協議して定める。
- 第35条(前金払) 乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して、前払金を請求することができる。
- 第36条(部分払) 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。
- (2) 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。
- (3) 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。
- $$\text{請求額} = \text{第1項による金額} \times \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$$
- (4) 第2項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。
- 第37条(完成時の支払) 乙は、工事が第32条(完成検査)の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する工事にあつては引渡しの時とする。
- (2) 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請求代金の支払を完了する。
- 第38条(賃金などの立替払) 乙又は乙の下請負人が賃金、材料代金などの支払を遅延し、乙に対しその支払を催告してもなお支払わないときは、甲は、乙の作業員、材料商などからの書面による申出により、これを立替え支払うことができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取する。
- (2) 甲は、前項の規定によって、乙の下請負人の不払によるものを立替え支払ったときは、これを乙に対する立替金として処理することができる。
- 第39条(乙の中止権) 次の各号の一にあたる場合は、乙は工事を中止することができる。
- (i) 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
- () 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき
- (2) 甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工食用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。
- 第40条(かし担保) 甲は、工事目的物のかしについて、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するとき及びかし担保期間を経過したときは、甲は、修補を請求することができない。
- (2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、甲と発注者との間の請負契約におけるかし担保期間とする。
- (3) 元請工事の全部又は一部が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下「住

- 宅品確法」という)第2条第1項に定める新築住宅(以下この項において「新築住宅」という)である場合においては、工事目的物のうち住宅品確法第87条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第6条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く)について、乙は甲が発注者に新築住宅を引き渡したときから10年間第1項の責任を負う。ただし、甲と発注者との間の請負契約において10年を超える期間を定めた場合は、乙は、その期間第1項の責任を負う。
- (4) 前項2項の定めにかかわらず、注文書、注文請書にこれと異なるかし担保期間を定めたときはこれによる。ただし、前項の場合を除き、そのかしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、かし担保期間はさらに5年間延長する。
- (5) 工事目的物が第1項又は第3項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、前3項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。
- (6) 第1項又は第3項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示などにより生じたものであるときは、これを適用しない。
- 第41条(履行遅滞の場合における損害金) 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。
- (2) 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額とする。
- (3) 甲の責に帰すべき理由により、第35条(前金払) 第36条(部分払) 第37条(完成時の支払)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 第42条(甲の解除権) 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
- 二 その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- 四 第44条(乙の解除権) 第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- (2) 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。
- (3) 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。
- (4) 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額(第36条(部分払)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。
- (5) 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。
- 第43条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- (2) 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。
- (3) 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。
- 第44条(乙の解除権) 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
- 一 第24条(工事の変更、中止等)の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき
- 二 第39条(乙の中止権) 第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2(工期の1/2が6か月を超えるときは6か月)を、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1/4(工期の1/4が3か月を超えるときは3か月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- 三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完了することが困難になったとき
- 四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき
- (2) 第42条(甲の解除権) 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第42条第4項のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。
- (3) 乙は、第1項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。
- 第45条(解除に伴う措置) 契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件ついて期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。
- (2) 前項の処置がおくれているとき、催告しても、正当な理由なくお行われぬときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。
- 第46条(紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわぬ場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という)のあっせん又は調停により解決を図る。
- 第47条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認められたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
- 第48条(補則) 契約書ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。